

はじめに

水環境は、水質という一面だけでなく、水の流れや生物の生息、様々な水の利用、さらには快適性や地域・歴史・文化を背景とした人と水との関わりといった広い要素から成り立っています。

大阪市では、平成11年5月に大阪市環境基本計画の水環境分野の関連計画として、大阪市水環境計画をとりまとめました。この計画により、下水道の排出負荷量の削減目標を達成し、水質は大きく改善するなど一定の成果をあげました。

一方、近年、大阪市の水環境をとりまく情勢は大きく変化しています。

平成21年に開催された「水都大阪2009」は、水の都・大阪の魅力を広く伝えるとともに、未来の大阪のまちづくりに向かって歩み出す大きな一歩となり、歴史的・文化的資産などを活用して大阪のまちを再生する取組などが始まり、市民と事業者、行政が連携する機運が高まっています。また、平成20年に「生物多様性基本法」が施行され、本市も生物多様性地域戦略の策定を予定しています。

さらに、本市の水環境は多くの課題を抱えています。例えば、平成20年度に実施した市民アンケート結果では、「親しみを感じる水辺」や「川や池、海の水のきれいさ」に対する市民満足度は低いものとなっています。水質面では汚濁が顕著であった昭和40年代と比較すると、河川の水質は大幅に改善していますが、実際の河川の水質と市民の抱く印象に大きな隔たりがあります。

これらの大阪市をとりまく情勢の変化や課題に対応するため、今回、水環境計画を改訂します。

本計画では、「市民が満足できる良好な水環境の創出」を基本方針とし、「快適な水辺空間の保全と創造」、「水質の保全」、「健全な水循環の構築」、「水文化の継承」及び「協働の推進」の5つを目標に掲げ、各目標達成に向けた施策を積極的に推進し、「人々が憩う水の都」をめざします。

「協働の推進」では、「(仮称)水環境協働推進会議」を新たに設置し、地域に応じた協働事業を推進することにより、全市的な展開を促進し、各地域の水環境保全・創造活動の活性化を図ってまいります。

また、本計画では、魚や河川の透視度などを指標に用い、水環境の現状や施策に対する理解を深めていただくなど、わかりやすい内容とすることを心がけています。

この計画の推進には、市民や事業者、国、大阪府、周辺自治体などの関係機関の協力が必要不可欠です。今後とも皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成23年3月
大阪市

目次

第1章 大阪市水環境計画について

第1節 大阪市水環境計画の基本的な考え方	1
1 大阪市水環境計画	1
2 前大阪市水環境計画の概要と主な成果	1
3 前計画の改訂の背景	2
4 本計画の位置づけ	3
5 本計画の対象	4
6 本計画の期間	4

第2章 大阪市の水環境の現状と課題

第1節 水環境の現状と課題	5
1 水循環	5
2 河川	6
3 海域	14
4 地下水	22
5 水文化	23
6 協働	26
7 下水道	26
第2節 大阪市の水環境に対する市民意識	28

第3章 計画目標

第1節 めざすべき方向と水環境像・基本方針	29
1 水環境がめざすべき方向	29
2 めざすべき水環境像・基本方針	30
第2節 計画目標	30
第3節 目標達成を図るための指標と目標値	34
1 快適な水辺空間の保全と創造	34
2 水質の保全	36
3 健全な水循環の構築	38
4 水文化の継承	39
5 協働の推進	39

第4章 目標達成に向けた取組

第1節 目標・施策の体系	40
第2節 計画目標ごとの施策	42
1 快適な水辺空間の保全と創造	42
2 水質の保全	50
3 健全な水循環の構築	62
4 水文化の継承	69
5 協働の推進	77

第5章 計画の推進

第1節 本計画の改善・見直し	85
第2節 推進体制	85

用語解説

第1章

大阪市水環境計画について

第1節 大阪市水環境計画の基本的な考え方

1 大阪市水環境計画

平成7年4月に施行した「大阪市環境基本条例」では、理念として「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を確保すること」を定めています。

この理念を実現するため、同条例第8条に基づき「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として「大阪市環境基本計画*（以下、環境基本計画）」を定めています。

「大阪市水環境計画（以下、本計画）」は、環境基本計画の水環境分野の関連計画であり、本市がめざす水環境の目標及びそれを実現するための施策を示したものです。

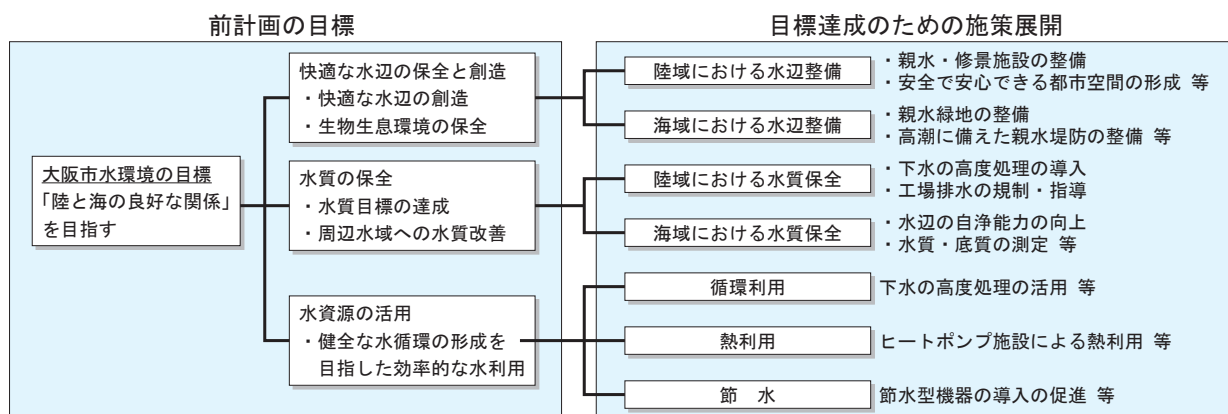
2 前大阪市水環境計画の概要と主な成果

(1) 前大阪市水環境計画の概要

前大阪市水環境計画（以下、前計画）は、平成11年5月に策定され、平成22年度を計画目標年度としていました。

大阪市の水環境は沿岸域を通じて陸域と海域で構成されており、これらは「水」を介して相互に関連し、水環境の様々な側面において「陸域と海域の良好な関係」を保つことで、水環境の総合的な改善が可能になることをめざしてきました。

とりわけ水質保全においては、陸域の対策は海域でも効果を発揮し、海域の対策は陸域にも影響を及ぼすことから、陸海一体となった総合的な水環境対策が重要です。このため、大阪市域の河川及び港湾の水質を改善するとともに、市民が水と親しむ快適な環境を創造するため、総合的な水環境の整備として、次の図に示すとおり「快適な水辺の保全と創造」、「水質保全」、「水資源の活用」を3つの柱として施策を展開してきました。



■前大阪市水環境計画の目標及び施策展開図

*の付いている語句は、巻末資料で解説を記載しています。

(2) 前計画における主な成果

前計画の重点的な取組である下水道による排出負荷量の削減については、次表に示すとおり、平成22年度の排出負荷量の削減目標を大きく上回りました。

■下水道の排出負荷量目標達成状況

項目	基準年度 (平成7年度)	平成21年度実績	削減率 (平成7年度比)		削減目標 (平成22年度)
			削減率	削減率	
BOD	19t/日	10.5t/日	44.7%		15%
COD	29t/日	17.4t/日	40.0%		10%
SS	13t/日	6.4t/日	50.8%		15%
全窒素	34t/日	18.6t/日	45.3%		30%
全りん	1.9t/日	0.75t/日	60.5%		40%

「水質の保全」においては、下水道、浚渫*、水質監視などの施策により、水質は次表に示すとおり改善しています。

■前大阪市環境基本計画で定めた環境保全目標達成状況

区分	前大阪市環境基本計画で定めた環境保全目標
河川	<ul style="list-style-type: none"> 全河川における「水質汚濁に係る環境基準」を達成、維持する。 寝屋川水系のBODについては年平均値 8 mg/Lを達成する。
海域	<ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁に係る環境基準」を達成、維持する。 大阪港湾水域のCODについては年平均値 4 mg/Lを達成する。 「全窒素、全りに係る環境基準」を早期達成する。

前大阪市環境基本計画で定めた環境保全目標		基準値 または目標値 (mg/L)	平成11年度		平成21年度	
			適合地点数	適合率	適合地点数	適合率
河川	BOD(環境基準)	各河川で設定	31/38	82%	35/38	92%
	BOD年平均値(寝屋川水系)	8	9/14	64%	12/14	86%
海域	COD(環境基準)	8	12/12	100%	9/9	100%
	COD年平均値	4	2/12	17%	0/9	0%
	全窒素(環境基準)	1	0/12	0%	3/9	33%
	全りん(環境基準)	0.09	0/12	0%	2/9	22%

また、「快適な水辺の保全と創造」では、せせらぎ*、水辺の公園や遊歩道などを保全、創造するとともに「水資源の活用」では、下水高度処理水*や未利用エネルギーを有効利用するなど一定の成果をあげてきました。

3 前計画の改訂の背景

水都再生に向け、次のような本市を取り巻く社会経済情勢の変化並びに本市としての方針及び水環境が抱える現状や課題に対応するため、前計画を改訂します。

*の付いている語句は、巻末資料で解説を記載しています。

(1) 大阪市をとりまく情勢の変化

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、「生物多様性国家戦略2010」が策定されました。これを受けて、本市では市域の特性をふまえた「生物多様性地域戦略」の策定を予定しています。

水質の環境基準についても、市民にとって分かりやすく、人々の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を考慮に入れることが求められています。

また、健全な水循環を構築するために、国においても連絡会を発足させるなどの動きがあります。そして、古くより商業や生活の動脈として、利用されてきた川や水路など歴史的・文化的資産とその豊かな水運を活用して、大阪のまちを再生する取組が始まっています。

さらに、協働の仕組みづくりを明らかにし、「文化」「環境」を軸とした中長期的なまちづくりを示した『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョンが策定されるなど、本市の方針が次々に示されています。

(2) 大阪市が抱える課題

平成20年度に市民を対象に実施した「快適な環境づくりについての世論調査結果（以下、市民アンケート）」によると、「親しみを感じる水辺」に対する市民の満足度は低い結果となっています。また、河川や海域では防災を目的としたコンクリート護岸などで覆われていることから、市民の水辺に接する機会が減少し、魚など生物生息環境とともに、水辺の景観が損なわれています。さらに水面では、ごみの散乱が見られます。

これまで、大阪は、古くから水と深く関わって多くの水文化を育んできましたが、これらコンクリート護岸などにより、市民の暮らしが水辺から遠のき、水文化に接する機会も少なくなっています。

河川では、実際の水質と市民の抱く印象との間には大きな隔たりがあります。なお、河川と海域では依然として、環境保全目標が達成されていない項目があります。海域では、河川から流入する汚濁物質により富栄養化*し、赤潮*などを引き起こしています。

水の流れにおいては、市街化の進展によりアスファルトなどで地表が覆われていることから、雨水が地中へ浸透する機能が低下し、水循環が阻害されています。

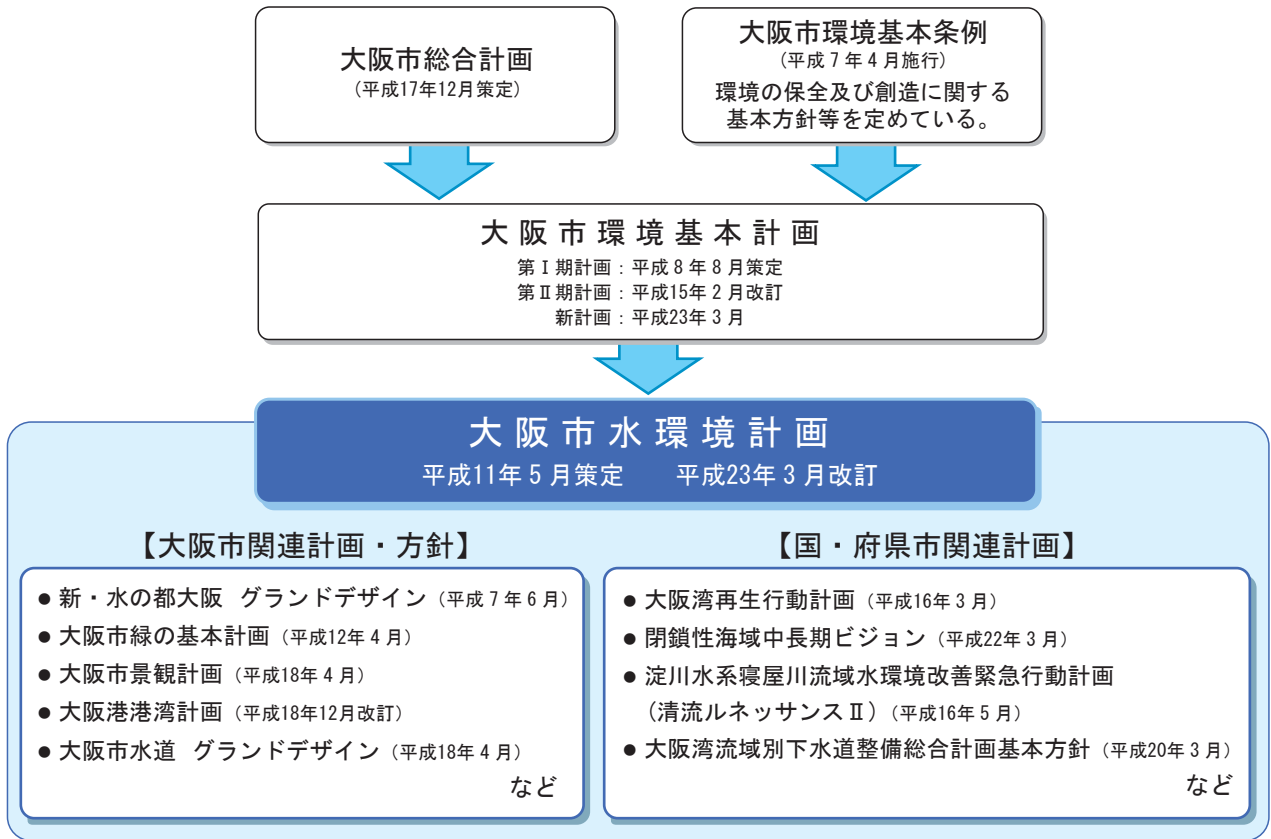
さらに、近年の厳しい財政状況のもと、施設整備などのハード施策の推進はもとより、市民などと協働したソフト施策の充実がより重要となっています。

4 本計画の位置づけ

本計画は、環境基本計画*の水環境分野の関連計画として位置づけられています。

また、本計画は、環境基本計画の方針に基づき、「新・水の都大阪グランドデザイン（平成7年6月）」、「大阪市緑の基本計画（平成12年4月）」、「大阪市景観計画（平成18年4月）」や「大阪港港湾計画（平成18年12月改訂）」など水環境の保全に関する本市の計画や方針及び国・府県市関連計画と連携するとともに、本市が抱える様々な水環境の現状と課題を背景に計画の目標を設定し、それを達成するための施策をまとめたものです。

*の付いている語句は、巻末資料で解説を記載しています。



■本計画の位置づけ

5 本計画の対象

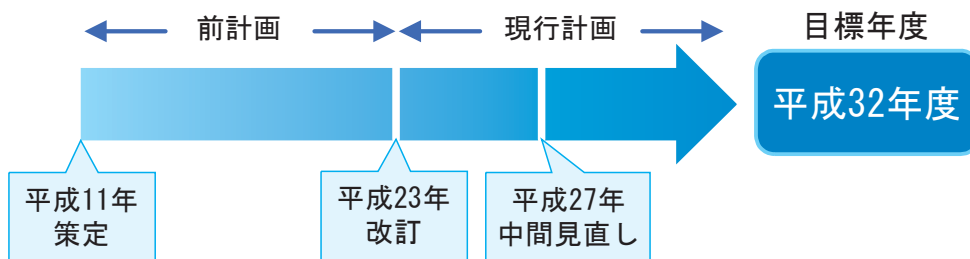
本計画の対象地域は、大阪港を含む大阪市域とします。

対象とする水環境は、本市内の河川、池、堀、海域及びそれらの水域と一体となった周辺域とします。

水環境の要素としては、水循環、河川の水量、海域の流れ、水質、空間、生物、地下水、水文化、協働とします。

6 本計画の期間

本計画の期間は、環境基本計画*の計画期間に準じ、平成32年度を目標年度とします。なお、本計画に盛り込んだ目標、施策については、今後の社会経済情勢の変化、市民ニーズの変化や技術開発の進展などに対応し、5年後を目途に中間見直しを行います。



■本計画の期間

*の付いている語句は、巻末資料で解説を記載しています。